

議 長 追加日程第1「発議第1号松田町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。平野由里子君。

4 番 平 野 発議第1号松田町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和2年6月3日提出。提出者、松田町議会議員 平野由里子。賛成者、以下松田町議会議員の名前、大舘秀孝、寺嶋正、齋藤永、中野博、南雲まさ子、井上栄一、田代実、内田晃、古谷星工人、唐澤一代、飯田一。

提案理由。新型コロナウイルス感染症の拡大による住民生活への影響及び厳しい社会経済情勢を鑑み、政務活動に関わる経費を議員の自己負担とすることにより、政務活動費に関する特例措置として減額をするため、提案するものであります。

松田町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例。松田町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を次のように改正する。附則を附則第1項として、見出しとして「（施行期日）」を付する。

附則に次の1項を加える。新型コロナウイルス感染症の影響による政務活動費に関する特例措置として。2、令和2年4月から令和3年3月までの政務活動費は、第3条第1項及び第4条第1項の規定にかかわらず交付しない。

附則、この条例は、公布の日から施行する。以上です。

議 長 提出者の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

質疑なしとのお声ですが、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

討論に入ります。

（「省略」の声あり）

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。発議第1号松田町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議

長 暫時休憩します。この後、午後1時から議会全員協議会を開きますので、大会議室に御参集くださるようお願いいたします。午後は常任委員会の時間を設けますので、各委員長の指示に従ってください。職員の皆様は、出席を求める場合がありますので待機をお願いします。なお、休憩中に昼食をとっていただき、午後は15時から再開いたします。15時、3時です。全協があつて、委員会があつて、その後この続きです。よろしくをお願いします。 (11時35分)